

兵庫県は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
農林漁業者の皆さんを全力で応援します！

漁業者・漁業者団体等・水産加工業者の方々向けの支援策

(国事業・県独自事業)

令和4年2月1日現在

① うけとる (1 / 4)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>経営継続に対する支援</p>	<p>【兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金】 令和3年4月以降、兵庫県が行った不要不急の外出・移動の自粛要請等の影響を受けて売上が減少し、さらにコロナ禍からの回復期に急激な原油や原材料価格の高騰の影響を受ける中小法人・個人事業主の事業価格を下支えするための支援金</p>	<p>【支援対象】 次の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和3年4～10月分（いずれかひと月）の国の月次支援金を受給していること ②月次支援金受給対象月において、中小法人等は本店所在地、個人事業主は住所地が県内にあること ③令和3年11月以降の燃料費・原材料価格高騰の影響を受けていること ④事業継続に向けた取組を行っていること <p>【支給額】 *1事業者につき1回限り （中小法人等） 20万円 （個人事業主） 10万円</p> <p>【申請期間】 令和4年2月28日（月）まで</p> <p>*ただし予算額到達で締切</p>	<p>兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金コールセンター TEL : 050-8882-4908</p>

①うけとる（2/4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>経営継続に対する支援</p>	<p>【事業復活支援金】 新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給し、事業の継続・回復を支援</p>	<p>【支援対象】 次の要件を全て満たす者</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 「需要の減少」や「供給の制約」による影響</p> <p>②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者</p> <p>【給付額】 （中小法人等）上限最大250万円 （個人事業者等）上限最大50万円</p> <p>【申請期間】 令和4年1月31日（月）から 令和4年5月31日（火）まで</p>	<p>事業復活支援金事務局 相談窓口 TEL：0120-789-140</p>

① うけとる (3/4)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>経営継続に対する支援</p>	<p>【事業再構築補助金】 ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための思い切った事業再構築を支援</p>	<p>【支給対象】 (通常枠) 令和2年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月間の合計売上高が、コロナ以前の同3か月と比較して10%以上減少しており、令和2年10月以降の6か月間のうち、任意の3か月間の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少している中小企業 (特別枠) 通常枠の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～9月のいずれかの月の売上高が対前年(または前々年)同月比で30%以上減少している中小企業</p> <p>※経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること ※対象法人には、農事組合法人も含まれる</p> <p>【申請期間】 令和4年2月中旬～3月24日(木) 18:00 * 公募開始: 令和4年1月20日(木) * 申請は、電子申請システムでのみ受付</p>	<p>事業再構築補助金事務局 コールセンター TEL: 0570-012-088</p>

① うけとる (4/4)

支援分野	支援の内容	助成率等	担当及び問い合わせ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金】 景気変動等の経済上の理由で、事業縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等の一部を助成</p> <p>【支給対象となる事業主(特例措置)】 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小 (2) 最近1ヶ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払い</p>	<p>【助成率・補助上限】</p> <table border="1" data-bbox="1115 432 1646 683"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1-2月</th> <th>令和4年 3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td colspan="2">4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td colspan="2">4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わない場合の助成率 (注) 売上等の生産指標が最近3ヶ月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している事業主が対象</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1-2月	令和4年 3月	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円		大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円		<p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999</p> <p><留意事項> 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要のため、兵庫県拠点地方参事官室に相談 TEL : 078-331-5924</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1-2月	令和4年 3月																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																							
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																							

② かりる (1/2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等																		
資金の実質無利子化等の支援	<p>【農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金、漁業経営改善支援資金、漁業近代化資金】</p> <p>○金利負担軽減措置 貸付当初5年間の実質無利子化</p> <p>○実質無担保措置【農林漁業セーフティネット資金、漁業近代化資金のみ】 実質無担保化（担保を融資対象物件に限る貸付けが対象）</p>	支援対象、借入限度額、融資機関は、下表のとおり	<p>【農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金、漁業経営改善支援資金】 日本政策金融公庫 事業資金相談 TEL：0120-154-505</p> <p>【漁業近代化資金】 なぎさ信用漁業協同組合連合会 TEL:078-919-1210</p>																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>支援対象</th> <th>借入限度額</th> <th>融資機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット</td> <td>主業漁業者等</td> <td>一般 12 百万円（※特認）</td> <td rowspan="3">日本政策金融公庫</td> </tr> <tr> <td>農林漁業施設資金</td> <td>漁業を営む者等</td> <td>資金使途に応じ 20 百万円～</td> </tr> <tr> <td>漁業経営改善支援資金</td> <td>漁業を営む個人又は法人等</td> <td>資金使途に応じ 30 百万円～</td> </tr> <tr> <td>漁業近代化資金</td> <td>漁業を営む個人又は法人等</td> <td>資金使途に応じ 18 百万円～360 百万円</td> <td>なぎさ信漁連</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特認 簿記記帳を行っている場合：年間経営費又は粗利益のいずれか低い方</p>	資金名	支援対象	借入限度額	融資機関	農林漁業セーフティネット	主業漁業者等	一般 12 百万円（※特認）	日本政策金融公庫	農林漁業施設資金	漁業を営む者等	資金使途に応じ 20 百万円～	漁業経営改善支援資金	漁業を営む個人又は法人等	資金使途に応じ 30 百万円～	漁業近代化資金	漁業を営む個人又は法人等	資金使途に応じ 18 百万円～360 百万円	なぎさ信漁連
資金名	支援対象	借入限度額	融資機関																		
農林漁業セーフティネット	主業漁業者等	一般 12 百万円（※特認）	日本政策金融公庫																		
農林漁業施設資金	漁業を営む者等	資金使途に応じ 20 百万円～																			
漁業経営改善支援資金	漁業を営む個人又は法人等	資金使途に応じ 30 百万円～																			
漁業近代化資金	漁業を営む個人又は法人等	資金使途に応じ 18 百万円～360 百万円	なぎさ信漁連																		

② かりる (2/2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
資金の実質無利子化等の支援	<p>【豊かな海づくり資金】 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた漁業者及び水産加工業者の経営維持安定に必要な資金の貸付当初3年間の実質無利子化や、貸付期間延長、貸付限度額引上げ等を措置。 また既に貸付を受けている漁業近代化資金等の償還猶予措置等を実施</p>	<p>【支援対象】 漁業者、水産加工業者等</p> <p>【借入限度額】 個人(10百万円) 法人(20百万円)</p> <p>【融資機関】 なぎさ信用漁業協同組合連合会</p>	<p>兵庫県農政環境部 水産課漁政班 TEL:078-362-3478 又は、最寄りの農林(水産)振興事務所</p>

③ 支払猶予等

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援</p>	<p>【漁業収入安定対策事業】 収入が減少した漁業者の経営を支えるため、積立ぷらすの基金を積み増し。 併せて、積立ぷらすについて、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予を措置</p>	<p>【支援対象】 漁業者</p> <p>【積立金負担割合】 漁業者と国の積立金の負担割合は 1 : 3</p> <p>【事業実施主体】 漁業共済組合連合会</p>	<p>兵庫県農政環境部 水産課漁政班 TEL:078-362-3478 又は、最寄りの農林(水産)振興事務所</p>

④ 人材を確保する

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>漁業・水産 加工業者 における労働力の確保を支援</p>	<p>【水産業労働力確保緊急支援事業】</p> <p>①人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金、保険料、宿泊費を支援</p> <p>②遠洋漁船における外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費や、外国人船員を現地において配乗する際の経費を支援</p>	<p>【支援対象】 漁業者、水産加工業者</p> <p>【補助率】 漁業・水産加工業の経営体が雇用する際の掛り増し賃金（上限 500 円/時）、保険料、宿泊費は定額、外国人船員を継続雇用する又は外国人船員を現地において配乗する際の掛り増し経費は 1/2</p> <p>【事業実施主体】 ①全国水産加工業協同組合連合会、 ②（一社）大日本水産会</p>	<p>兵庫県農政環境部 水産課漁政班 TEL:078-362-3478 又は、最寄りの農林(水産)振興事務所</p>

⑤ 経営を維持・安定させる

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
水産物の一時保管に要する費用の支援	【特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援	【支援対象】 漁業者団体等 【補助率】 定額、対象経費の 2/3 【事業実施主体】 民間団体	兵庫県農政環境部 水産課漁場整備班 (水産普及担当) TEL:078-362-9230 又は、最寄りの農林(水産) 振興事務所
漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援	【資源・漁場保全緊急支援事業】 休漁を余儀なくされている漁業者が行う、漁場の耕うん・清掃等の漁場保全活動や海洋環境調査・モニタリング、試験操業による資源の分布情報や生物サンプルの収集など資源評価や管理手法の検討に資するものを支援	【支援対象】 漁業者団体等 【補助率】 漁船による漁場の耕うん・清掃（例:6万円/隻・日）、 藻場におけるウニ駆除等 （例:1万円/人・日）、 海水温の観測等の資源調査 （例:6万円/隻・日）	兵庫県農政環境部 水産課漁場整備班 TEL:078-362-3480 又は、最寄りの農林(水産) 振興事務所

⑥ 販売を増やす（1 / 2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
販売促進への支援	<p>【美味しいひょうごのさかな情報発信事業】</p> <p>水産物のブランド化を通じた販売拡大、新商品開発や消費拡大イベント等の取組を行う漁業者団体等を支援</p>	<p>【支援対象】</p> <p>漁業者、漁協等</p> <p>【補助率】 対象経費の 1/2</p> <p>【事業実施主体】</p> <p>漁業者団体、漁協、漁連、水産加工協</p>	<p>兵庫県農政環境部 水産課漁場整備班 (水産普及担当)</p> <p>TEL:078-362-9230</p> <p>又は、最寄りの農林(水産)振興事務所</p>

④ 販売を増やす

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問い合わせ先等
<p>新たな販路を開拓する取組を支援</p>	<p>【国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業】 新型コロナウイルス感染症拡大による需要減少等の影響を依然として受けている農林漁業者や食品加工業者等の新たな販路開拓の取組を支援</p> <p>① インターネット販売を活用して消費者向けの新たな販路を開拓する取組に必要な送料等の経費</p> <p>② 個々の飲食店と生産者が連携して、テイクアウト・デリバリー等を活用した新たな販路を開拓する取組に必要な食材費や輸送料等の経費</p> <p>③ 販促キャンペーン等創意工夫による持続的な新たな販路を開拓する取組に必要な材料費等の経費</p> <p>④ 学校給食や子ども食堂等への食材の提供に必要な材料費等の経費</p>	<p>【事業実施主体】 民間団体等</p> <p>【補助率】 定額及び1/2</p> <p>【取組募集時期】 令和4年1月26日(水) ～2月10日(木)</p> <p>【事業実施期間】 令和4年3月上旬(交付決定後) ～3月25日(金)</p> <p><留意事項> 支援対象となる国産農林水産物等は新型コロナウイルスの影響により、過去の平均値と比べ、在庫量が2割増加、価格、販売量、販売額が2割低下しているもの</p>	<p>農林水産省大臣官房政策課 国産農林水産物等販売促進チーム TEL: 03-6744-2089</p>